

(2020年11月2日)

養育費債権におけるサービスの活用 (検討)

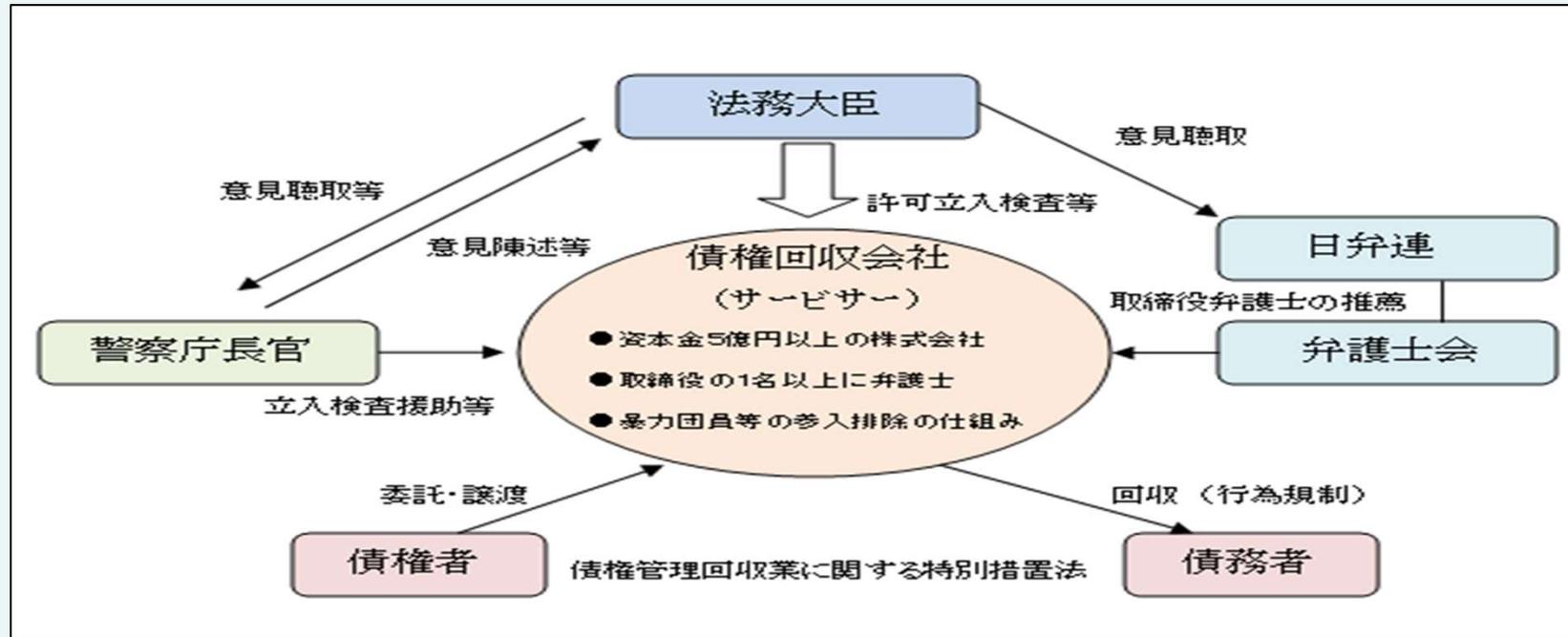
一般社団法人 全国サービス協会

サービサーとは

1 「サービサー」とは

サービサーとは、金融機関等から委託を受けまたは譲り受けて、法令で定められた「特定金銭債権」の管理回収を行う、**法務大臣の許可**を得た**民間の債権管理回収専門会社**です。

サービサーには**専門義務**が課せられており、①特定金銭債権の債権管理回収業務と②それに付随する業務、および③法務大臣の承認を得た業務（兼業）のみを行うこととされています。



2 「特定金銭債権」(以下「特金」といいます。)とは

- (1)金融機関等有する貸付債権、(2)リース・クレジット債権、(3)資産の流動化に関する金銭債権、(4)ファクタリング業者が有する金銭債権、(5)法的倒産手続き中のものが有する金銭債権
- (6)保証契約に基づく債権、(7)その他政令で定める債権（奨学金債権など）など

現行法では、**養育費債権は「特定金銭債権」に含まれず**、サービサーが債権管理回収業務を行うことはできません（後述のとおり、入金案内業務は現行法の下でも可能です）。

サービス活用(具体例)

| | | | 債権者の手数料負担比較 | 実現可能性 |
|------|-------------|----------------------------------|--|-------|
| ケース1 | 特 金 化 | (1)大量一括処理 (取りまとめ機関あり) | 手数料少 ～サービスは大量債権の受託によるスケールメリットを享受可能 ～パッケージ化した交渉により手数料は通常1件数百円程度(※)+ 実費 | ○ |
| ケース2 | | (2)個別相対処理 (取りまとめ機関なし) | 手数料大 ～サービスにとって1件当たりの債権額が大きいケースに適する ～債権者・債務者の実情に合わせたオーダーメイド型回収が可能 ～手数料は回収金額に一定率を乗じた金額+実費 | × |
| ケース3 | 非 特 金 | (3)入金案内処理 (取りまとめ機関あり) [兼業] | 手数料少 ～サービスは大量債権の受託によるスケールメリットを享受可能 ～パッケージ化した交渉により手数料は通常1件数百円程度(※) ～督促不可のため、回収率は低い | △ |

※「通常1件数百円程度」とは、下記「実費」のうち初期コストである①②を取りまとめ機関が実施・負担することが前提

○「取りまとめ機関」:後述

○「実費」の主なもの

- ①債務名義(調停調書・審判書・公正証書等)原本の確認作業費用
- ②債権者・債務者の基礎データ(氏名・住所・支払期間・支払スケジュール等)のコンピューターへのデータ入力費用
- ③相手方との連絡・交渉に係る文書作成費用、電話・郵便等の通信費、遠隔地債務者訪問に係る交通費
- ④支払督促、債権差押え、財産開示手続き等の裁判手続に係る費用（法的手続は全国対応可能で裁判所所在地により別途出張費用がかかる）

サービス活用(具体例)補足事項

(1) 「取りまとめ機関」とは

- 各債権者が有する養育費債権を取りまとめる**国・自治体等が関与する公的機関等**をイメージ。
- 前述のケース1のように、(1)取りまとめ機関が存在し、かつ、(2)前述の実費のうち初期コストである①②を取りまとめ機関で実施・負担したうえで、サービスに養育費債権を一括して委託すれば、**サービス側では大量一括処理が可能となり、手数料の大幅な低減が可能に。**
- 他方、ケース2のように**取りまとめ機関が存在しない場合、手数料率が大幅に上がるうえ、更に実費負担が生じる**ことも考慮すると、**小口・大量の債権を個別相対で取り扱うことは業として成り立たない。**
※**現行法におけるリース・クレジット債権や奨学金債権についても、一括委託が大前提**となっており、小口の債権回収を個別相対で委託を受けて行うスキームは現実的に不可能。

(2) 特金化について

- 現行法下では、養育費債権は非特金債権であり、ケース3のとおり兼業である入金案内業務しかできない(⇒電気・ガス料金で実績があるが、これについても**電力会社・ガス会社が一括して大量の債権を束ねて保有していることが前提であり、小口・大量の債権を個別相対で取り扱うことは入金案内業務であっても現実的でない**)。
- 【参考】入金案内業務は、非特定金銭債権であって、**事件性、紛争性のないものに関して行う、債務者による任意弁済の受領事務の代行業務**（法務大臣の承認要）。支払期日前に債務者に架電又は文書で支払期日の到来を通知するものであり、債務者へのリマインド効果はあるものの、不払いの場合でも法律事務に当たる履行請求・督促はできない。



- (1)の取りまとめ機関の存在を前提として、そのうえでパッケージとして**養育費債権の特金化が法改正により実現すれば、サービスの持つこれまでのノウハウを活用した不払養育費債権の督促回収が可能に。
- 加えて遠隔地の債務者に対しても、サービスのネットワークを活用することにより全国規模で督促回収が可能。
- 現状、養育費債権については、振込回収(債務者の能動的行為)を前提としているが、将来的に口座振替やクレジットカード払、電子決済等債務者の支払手段が拡大すれば、サービスの活用と相まって回収実効性は更に向上するものと思料（※**延滞債権の管理回収業務の受託は基本的に口座振替返済であることが前提**）。